

○印旛地域農林業センター管理規則

平成19年3月28日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛地域農林業センターの設置及び管理に関する条例(平成19年条例第5号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき印旛地域農林業センター(以下「農林業センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可手続)

第2条 条例第9条に定める農林業センター利用の許可は、農林業センター利用許可申請書(別記第1項様式)により指定管理者に許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請について適当であると認めるときは、農林業センター利用許可書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第3条 農林業センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその利用を辞退しようとするときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

2 利用者が条例第9条の許可を受けた利用の方法を変更しようとするときは、農林業センター利用許可変更申請書(別記第3号様式)に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、指定管理者は承認することが適当であると認めるときは、農林業センター利用変更許可書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(利用許可の取消)

第4条 指定管理者は、条例第10条による農林業センターの利用を制限するときは、利用許可取消書(別記第4号様式)により利用者に通知するものとする。

(利用料金の減免)

第5条 条例第12条の規定による利用料金の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 印旛都市広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)が使用する場合 無料

(2) その他 組合管理者の承認を得て、指定管理者が定める基準及び割合

(利用料金の還付)

第6条 条例第13条の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者の責によらない理由により利用することができないとき 全額

(2) その他 組合管理者の承認を得て、指定管理者が定める割合

(利用許可の提示)

第7条 利用者は、農林業センターを利用する場合には、許可書又は利用許可変更書を指定管理者に提示しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、農林業センターの管理運営に関し必要な事項は、管理者の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日より施行する。

(印旛地域農林業センター管理規則の廃止)

2 印旛地域農林業センター管理規則(昭和56年規則第2号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際、現に旧規則第6条の許可を受けている利用者は、第2条の許可を受けている利用者みなす。

第1号様式

印旛地域農林業センター利用許可申請書

年 月 日

印旛地域農林業センター

指定管理者 様

申請者

住所

氏名

印

団体名

TEL ()

次のとおり、印旛地域農林業センターを利用したいので、許可されますよう申請します。

利用目的	
利用施設	ア 会議室 イ 和室(大) ウ 和室(小) エ 調理室(食堂) オ 近代化室
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用人員	名
利用責任者	住所 氏名 職業 TEL ()

印旛地域農林業センター利用許可書
利用変更許可書

申請者
住 所
氏 名 様

利用目的	
利用期間	
利用施設	
管理方法又は 内容	
利用条件及び 利用料	円
備 考	

上記のとおり、印旛地域農林業センターの 利用を許可 します。
利用変更を許可

年 月 日

印旛地域農林業センター
指定管理者

- 注 1 許可を受けた事項を変更しようとするとき又は利用を取り消すときは、速やかに届け出てください。
- 2 利用するときにこの許可書を係員に提示してください

第3号様式

印旛地域農林業センター利用許可変更申請書

印旛地域農林業センター

指定管理者 様

申請者

住 所

氏 名

印

TEL ()

印旛地域農林業センターの利用許可を次のとおり変更したいので許可されますよう申請します。

許可番号及び 年月日	
許可内容	
変更事項	
変更理由	

第4号様式

利用許可取消書

申請者

住 所

氏 名

様

許可番号及び 年月日取消理由	
取消理由	
利用取消期間及び 利用取消施設	
備 考	

上記のとおり、印旛地域農林業センターの利用許可を取消します。

年 月 日

印旛地域農林業センター
指定管理者